

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に基づく開示事項)

2025 年 10 月 1 日

京セラ株式会社

京セラメディカル株式会社

2025 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地
京セラ株式会社
代表取締役社長 谷本秀夫

京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地
京セラメディカル株式会社
代表取締役社長 竹本英史

京セラ株式会社（以下「甲」といいます。）及び京セラメディカル株式会社（以下「乙」といいます。）は、2025 年 5 月 28 日付で吸収分割契約書を締結し、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社、効力発生日を 2025 年 10 月 1 日として、甲が営むメディカル事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割の要件を満たすことから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

甲は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

甲は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 19 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、乙に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

乙の株主は甲のみであり、乙に対し、株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 19 日付で、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べる旨を、官報にて公告し、かつ、2025 年 7 月 18 日付で、知っている債権者に対し各別に催告しましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、甲から、甲が営むメディカル事業に関して有する権利義務を承継いたしました。甲から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 32,615 百万円（概算値）及び 1,094 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日から 14 日以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

乙は、2025年8月22日付で、本吸収分割に係る吸収分割契約について、会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ております。

甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

以上